

～組合員及び被扶養者のみなさまへ～

短期給付事業における情報連携の運用が開始されました

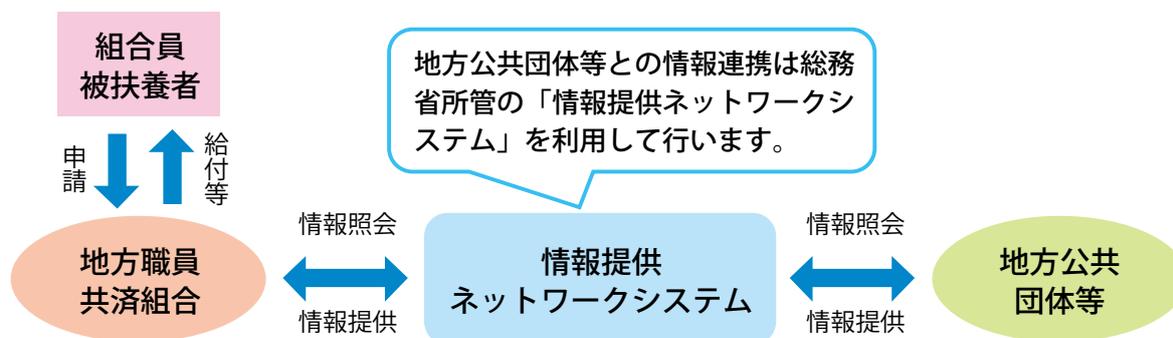
平成30年7月より短期給付事業におけるマイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムを利用した、情報照会及び情報提供（以下「情報連携」という。）の運用が開始されました。

情報連携が始まったことにより、地方公共団体や他の医療保険者は、当共済組合の組合員や被扶養者の方の資格情報や一部の給付情報などを照会できることとなり、地方公共団体等の窓口での医療保険資格の確認手続きが省略されることなどが期待されています。

また、高額療養費の給付手続きに必要な所得区分の確認のために提出していた書類など、当共済組合への事務手続きの一部についても、添付書類の省略が可能となります。

情報連携につきましては、下の情報連携の仕組みの図のとおり、地方公共団体や他の医療保険者との間で情報提供ネットワークシステムを利用して情報の照会及び提供を行うこととなります。

● 情報連携の仕組み



情報連携を行う事務の範囲

情報連携を行う主な事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の58に規定されています。

今回の情報連携については、短期給付事業に限定されており、共済組合が照会及び提供する主な情報は次のとおりです。

【共済組合が照会できる主な情報】

- ① 組合員等資格の得喪に関する情報
- ② 住民票に関する情報
- ③ 被扶養者に係る市町村民税に関する情報（※被扶養者ご本人からの同意が必要となります。）

【共済組合が提供する主な情報】

- ① 組合員等資格の得喪に関する情報
 - ② 短期給付の支給に関する情報
- ※ 情報連携により提供を行う短期給付の情報は、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、出産手当金、傷病手当金、埋葬料、家族埋葬料になります。